

# お知らせ

## 北海道医師会母体保護法医師指定取扱規程 および細則の一部改正について

◇総務部◇

日本医師会では、平成23年6月の改正母体保護法の公布・施行を受け、平成24・25年度の「母体保護法等に関する検討委員会」において、さらなる運用の適切性を図るべく、「母体保護法指定医師の指定基準」モデルの改定について検討が行われました。

その改定内容につき、昨年5月に日本医師会長より都道府県医師会長宛てに、日医発第139号(地Ⅲ48)平成25年5月13日付け文書をもって、その適切な運用を図りたいとの要請通知が寄せられました。

当会では、これを受けて、早速に母体保護法指定医師審査委員会にて当会の関係規程ならびに細則の一部改正案につき検討し、その改正案は5月の第2回理事会の承認を得て、6月15日の第142回定時議員会に上程し、本年12月1日付で施行することで議決されました。

つきましては、主な改正点を下記のとおりお知らせいたします。

また、申請書類(様式)等も一部改められますので、平成26年12月1日以降の申請手続きの際は、改正後の様式にて申請いただきますようお願いいたします。

### 主な改正点

1. 非会員でも北海道医師会長へ直接申請できるとしたこと。
2. 新規指定審査は、面接および書類審査とし、郡市・医育機関医師会長の意見書の提出をもって面接を省略できるとしたこと。
3. 研修期間中に受けなければならない実地指導数を30例から20例としたこと。
4. 新規および更新申請の際に、新たに位置付けられた「母体保護法指定医師研修会」の受講証明書(参加証)を提出しなければならないとしたこと。
5. 母体保護法指定医師研修会は、以下の3つの内容が含まれていること。
  - ①生命倫理に関するもの
  - ②母体保護法の趣旨と適正な運用に関するもの
  - ③医療安全・救急処置に関するもの
6. 母体保護法指定医師研修会の受講料は、会員は無料、非会員は一万円としたこと。
7. 指定書の再交付申請審査料および母体保護法指定医師研修会の受講料のみ消費税別としたこと。

8. 研修機関の指定条件につき、年間の「開腹手術および腹腔鏡手術併せて50例以上」とし、かつ「緊急手術に対応できる機関」を追加したこと。
9. 医療機関が単独では研修機関の要件を満たさない場合でも、医育機関や要件を満たす研修機関の連携施設として、協定書を提出し北海道医師会に登録することにより「研修機関」と認めることができることとしたこと。
10. 更新の手続きについて、病气療養中、妊娠・分娩、留学、国内外出張等の理由により手続きを延期することができることとしたこと。

### 母体保護法指定医師研修会 の開催について

この度の北海道医師会母体保護法指定医師取扱規程および細則の一部改正により、新たに「母体保護法指定医師研修会」が位置付けられました。

この研修会は、原則として母体保護法指定医師の新規および更新申請時まで受講していることが指定要件の一つとなります。

第一回目は、平成26年8月24日(日)午前10時より北海道医師会館にて開催予定です。詳しくは、北海道医報8月号附録をご参照ください。

なお、今年度の更新申請につきましては、改正前の規程に基づいて行われますので、従来どおり日本産婦人科医会研修参加証(シール)6枚以上となり、必ずしもこの新しい研修会の受講を必要とはしません。ただ、この研修会においても日産婦医会研修参加証(シール)を配付いたしますので、更新の際に1枚にカウントしていただくことは可能です。